平成２２年（フ）第６６号
宮崎市花ケ島町立野1968番地
破産者　川越　裕子
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９２号
北海道小樽市高島２丁目12番３号、申立時の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―903号
破産者　森本　　力
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３号
北海道小樽市高島２丁目12番３号、申立時の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番２―903号
破産者　森本千恵子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８８号
札幌市東区東苗穂６条１丁目６番35号
破産者　木内　宮子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６号
宮城県石巻市中央３丁目５番22―516号
破産者　工藤　浩典
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
宮城県石巻市泉町２丁目７番49号、前住所宮城県石巻市蛇田字上中埣52番地４
破産者　本田　正浩
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
福島県会津若松市河東町南高野字高塚158番地
破産者　佐藤　　秀
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１９３５号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町７番15号
破産者　内山　弘二
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１６号
神奈川県秦野市緑町17番35号、前住所神奈川県秦野市曽屋577番地の５
破産者　田邊　秀雄
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１６０号
神奈川県厚木市寿町３丁目13番14号　ハイムサワイ205
破産者　半澤　康照
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４９２号
静岡県榛原郡吉田町川尻2196番地の６、旧住所静岡県牧之原市細江4446番地１
破産者　淺倉　敦子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６号
静岡市駿河区下川原２丁目23番12号
破産者　田島　秀晃
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４号
静岡県浜松市中区春日町131番地の２　アーバンライフ江西Ｂ203号
破産者　田口　　高
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９８０号
京都市山科区日ノ岡堤谷町１番地10　ハイツ日ノ岡106号
破産者　池之内俊也
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３８号
京都市山科区川田土仏町７番14、開始決定時の住所京都市伏見区津知橋町367番地の４
破産者　花井　崇剛
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
京都府亀岡市篠町王子上上牧48番地９
破産者　井上　恵美
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
福岡県久留米市三潴町玉満907番地　ラブリー壱番館201号
破産者　古賀　　隆
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
熊本市城南町下宮地917番地５
破産者　坂本　晴美
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５４号
宮崎市大島町平原980番地　サンコート大島Ｃ棟102号、前住所山口県周南市富田２丁目７番５号　プリンスハイツＮ202号室
破産者　渡邊　潤也
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係